

地方自治体における投票環境整備計画の模索

—滋賀県愛荘町の事例研究—

大橋 松行

滋賀県立大学名誉教授

1. はじめに

今回の公募型地域課題研究で、愛荘町から筆者に対して要請のあった主たる地域課題は、「選挙における投票率の低下の改善」についての中長期的解決策の提示であった。具体的に求められた研究成果は、①投票率の低下を招いている要因を解明する、②どのような取り組みや改善をしていくことで投票率の向上を図ることができるのか、その効果的な施策を提示する、③すぐに取り組めることから中長期的に取り組まなければならないことについて、出来るだけ多くの案を提示する、というものであった。

そこで筆者は、次のような研究計画に基づいて研究を進めていった。第1に、愛荘町における各級選挙の投票率の推移を分析して、投票率低下現象の主たる要因を析出する。そのために、地域連携研究員(愛荘町総務課K氏)に分析に必要なデータの作成作業を依頼した。具体的には、次のようなものである。①現19投票区の設置場所(該当する字)の一覧表の作成。②期日前投票所と現投票区間の距離の測定。③これらのデータを地図にプロット。④期日前投票所の位置を地図にプロット。⑤合併後に行われた各級選挙の当日有権者数(男女別・合計)と投票率(男女別・合計)の一覧表の作成。⑥投票率の推移については、全投票区を「県平均より高い」「町平均より高い」「町平均より低い」に三区区分し、色分けして一覧表を作成、それを地図にプロット。⑦投票区別の地域分類(農村部、山間部、半農半住宅地、半旧字半住宅開発地、住宅地、住宅密集地、新興住宅地)を行って一覧表を作成。⑧各級選挙の年齢別投票率に関する一覧表の作成。

第2に、愛荘町有権者の現時点における選挙に関する意識、とりわけ投票環境の整備に関わる意識を把握するために有権者アンケート調査を行う。当初は全投票区の有権者(約6,500世帯、約1万6,000人)を調査対象者に考えていたが、地域連携研究員と協議を重ねた結果、衆議院選挙、参議院選挙、知事選挙で構造的に「町平均より低い」投票区および「町平均より高い」が「県平均より低い」投票区の有権者を対象とすることにした。その主な理由は、投票環境を改善することによって、これまで投票参加意

欲の低かった有権者の投票率向上を図ることが、本研究の主眼であるからだ。すなわち、行政が投票しやすい環境を整えることによって、これまで投票参加に消極的であった有権者に少しでも多く投票所に足を運んでもらえるような施策が執れるような現実的な案を提示することが、本研究の主たる目的であったからだ。有権者アンケート調査は、2017年2月下旬から3月上旬に実施され、調査票の回収、集計、分析を行って、3月末に分析結果に基づいて関係者で検討会を行い、改善に向けての中長期的な対応策について議論し、一定の方向性を提示・確認した。

以上が、研究計画に基づいて実施してきた本研究の経緯と内容の概略である。以下で、より具体的かつ詳細に論じていくことにする。

2. 愛荘町の概要

2.1 愛荘町の現状

愛荘町は、2005年5月20日に愛知川町と秦荘町が合併して誕生した滋賀県東部に位置する基礎自治体である¹⁾。同町は、湖東地域の愛知川、宇曾川流域に広がる、古くは依智秦氏の栄えた地域として、また中山道の宿場町「愛知川宿」を中心とした商業地域と、これらを取り囲む農業地域が共存する人口約2万人の田園空間都市である²⁾。以下で、『愛荘町みらい創生戦略—人口ビジョン編—』(愛荘町、2016年3月)に依拠して、愛荘町の概略を示しておくことにする。

まず、同町の産業と就業構造を見ておこう。産業別就業者数については、1995年国勢調査までは第2次産業従事者が最も多く、2000年国勢調査以降は第3次産業従事者が最も多くなっている。しかし、近年は全ての産業において就業者数が減少傾向にある。年齢階級別産業人口では、第1次産業で極端な高齢化が見られるが、第2次産業および第3次産業では、年齢構成のバランスを維持している。就業率は、2010年国勢調査によれば15歳以上全体で男性71.4%、女性49.7%で滋賀県平均(男性67.7%、女性46.3%)を上回っている(pp.14-15)。

次に、人口の現状について見ておこう。愛荘町の

人口は、戦後1960年代から1980年代にかけて概ね1万7,000人前後で推移してきた。1990年以降は、第2次産業を中心とした優良企業の進出による工業団地の形成を契機に急速に人口が増加、合併以降も増加傾向が続いているが、近年は増加幅が鈍化傾向にある。世帯数も増加傾向にあるが、世帯当たりの人員は1980年の4.04人から、2014年の2.86人と減少している。2014年現在の年齢人口構成では、団塊ジュニア世代(25～45歳代)を中心とした層で高く、さらに団塊ジュニア世代が子育て期を迎える中、0～5歳人口層も高くなっている。自然動態と社会動態の推移を見てみると、1980年以降これまで一貫して出生数が死亡数を上回っている(自然増)。社会動態の方は、1990年から1995年にかけて急激な社会増に転換し、2000年まで増加、以後、増加数は縮小傾向にある。2014年には転出数が転入数を上回っている。特に、10歳代後半から20歳代および50歳代の転出が顕著になっている。県内の主な転出先は東近江市、彦根市、近江八幡市で、この3市の占める転出率の割合は38.4%(2014年)である。人口推移を小学校区4地区別に見てみると、愛知川地区では著しい人口増加を示し、愛知川東地区および秦荘西地区では概ね増加傾向が続いている。一方、秦荘東地区では一貫して減少傾向が続いている(pp.3-10)。

2.2 愛荘町の課題

次に、愛荘町の課題について概観しておこう。前述の『愛荘町のみらい創生戦略』によると、人口の現状や将来動向および住民の意向や人口問題に対する意識³⁾等を踏まえて、次のような課題が示されている。

第1に、将来確実に訪れる人口減少、少子・高齢社会である。2010年国勢調査人口を基準として、社会保障・人口問題研究所および日本創生会議の推計に準拠して将来人口を予測した場合、愛荘町はどちらの推計パターンにおいても2010年から2020年にかけての推計値は増加を示し、以降は一貫して減少傾向が続き、少子・高齢社会の進行が予測される(p.18, 34)。愛荘町は、このような人口の変化が地域社会に次のような影響を与えると指摘している。1つは、暮らしに与える影響である。具体的には、①地域の活力の低下とコミュニティの弱体化、②バス路線の縮小・廃止や商業施設の減少などによる日

常生活への支障、③医療・介護従事者の不足、④地域の歴史・文化の継承が困難、⑤地域防災活動や防犯・交通安全活動の弱体化、⑥空き家の増加による環境・景観の悪化、である。2つは、地域経済に与える影響である。具体的には、①消費の減少による経済活力の低下と消費構造の変化、②生産年齢人口(労働人口)の減少による労働力の不足、③企業、工場の町外移転の可能性、④地場産業、伝統産業の縮小、である。3つは、地方行政に与える影響である。具体的には、①町税の減収と社会保障費の増大、②公共施設や社会資本の維持管理への影響、である。そして4つに、その他の影響として、①農林業の担い手の減少と地域環境への影響、②子育て、教育環境の変化を指摘している(pp.29-32)。

第2に、若者、子育て世代や子ども世代の厚い層である。既に述べたが、愛荘町の年齢別人口構成は、40歳前後の団塊ジュニア世代を中心として、その前後の年齢層が多く、全国平均と比較しても子育て世代が多い。また、子育て世代の多さと出生率の高さに支えられて、子ども世代の人口も多いことが特徴である。この特徴が、町民アンケート調査に「結婚・子育て環境の一層の充実」という課題として反映されている。すなわち、結婚に当たっての問題点として、「結婚資金、生活資金の確保」「親との同居や扶養」「結婚生活のための住宅の確保」が挙げられ、また、出産・子育てに当たっての問題点として、「出産や子育てにお金がかかりすぎる」「安心して出産ができる設備のある病院が少ない」「保育所、保育サービスが不十分」などが挙げられている(pp.33-34)。

第3に、社会移動による転入超過の縮小である。社会移動による人口動態は、1990年代以降転入超過傾向にあったが、2014年には転出者数が転入者数を上回る社会減の状況となり、特に若者世代の流出が顕著になっている。町民、学生アンケート調査の結果は、この現状を反映するものとなっている。町民アンケート調査によると、「定住を希望」(「これからも住み続けたい」「どちらかと言えば住み続けたい」)が約8割を占めているが、年齢の若い層ほど移住の意向は高くなり、20歳代以下では約3割を占めている。その主な理由としては、「外出の不便さ(公共交通が不十分)」「地元への愛着があまりない」が挙げられている。学生アンケート調査では、「定住を希望」は約3割半で、「移住を希望(住

み続けたくない)」の約2割を上回っているが、移住希望派は就職地に対する希望について、「滋賀県外で仕事がしたい」を挙げている。この調査結果を踏まえて、同町は、定住促進に向け若い世代の居住や就職希望をかなえられる取り組みを展開していくことが課題であるとしている(pp.33-35)。

第4に、地区ごとに異なる人口減少の進展である。人口の多い町西部の愛知川地区や愛知川東地区では年少者数の割合が大きくなっている一方で、町東部の秦荘東地区は、他地区に比べて高齢化率が突出して高く、将来最も早く「人口減少の第3段階：老年人口の減少」に突入することが予測されるなど、地区ごとに人口減少、少子・高齢化の進捗状況が大きく異なる。学生アンケート調査では、町西部と比べて町東部の方が移住を希望する割合が高く、同町の課題として、地域の実情や特性に応じたきめ細やかな人口減少・少子高齢化対策を展開していく必要性を示している(p.35)。

これらの地域課題を克服するために、愛荘町が目指すべき将来の方向として、次の3つの視点を定めている。①人口流出の抑制とU I J ターンの促進。②若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現する。③地域の特徴を生かした課題解決と活性化の推進(p.36)。

3. 政治参加としての「投票」

前述したこれらの諸課題は、愛荘町民にとって最も身近な日常世界におけるものである。筆者は、機会あるごとに「生活に直結しない政治はない」「日常生活と政治を結び付けて考えてほしい」「自分の生活感覚から優先順位を付け、合致するか近い政党、あるいは候補者を選んでもらいたい」⁴⁾と言いつづけている。政治関与を、無関心を底辺とし、公職や党役職に就くことを頂点とするヒエラルヒーの構造として捉えたミルブレイス(Milbrath, L.W)は、「投票」を下から2番目の政治参加と位置づけている⁵⁾。しかし、ミルブレイスが最下位に位置づけている「政治的刺激を受けること」を参加行動ではなく、「行動に先立つ意識」と認識すれば、「投票」は最下位の政治参加に位置づけられることになる⁶⁾。しかもそれは、制度的政治参加である。

一般に、「投票」は、政治の世界、あるいはそれに準ずる公的な世界では「選挙」の際に顕現する政治行動である。柳井道夫は、次のように述べてい

る。「選挙とは一種のコミュニケーションである。それは、われわれが自分自身の考えることを言語という形にして表現していくのと似ている。ただ、選挙というコミュニケーションはある特定の領域、すなわち政治の世界、あるいはそれに準ずる公的な世界において、有権者が自分達の思ったり考えたりしていることを、きわめて限られた一定の形式にのっとして表現するコミュニケーションなのである。それはあらかじめ約束されたルールに従って行なわれるフォーマルなコミュニケーションという側面をもつが、じつはわれわれの日常生活における言語によるコミュニケーションも、あらかじめ約束されたルールに従って行なわれるのである」⁷⁾。

また、選挙とは「すぐれて現代的な意味において、『政治的統合』の手段」であると同時に、有権者側からすれば、「選挙とは自己の判断に従って投票し、それによって民意を公正に代表するものだ」とも言える⁸⁾。「選ばれる側」「選ぶ側」のどちらにおいても、「選挙は政治の姿をきめる重要な手続きの一つである」⁹⁾。では、選挙の時の一般的な基準はどこに置けばよいのか。筆者も指摘したが、「さしあたっては、自分自身(および家族)の生活」に置いてよいのではない¹⁰⁾。

ここで1つ確認しておきたいことがある。それは、柳井が指摘しているように、選挙というコミュニケーションにとって極めて重要なのは、投票行動に至る以前の認知なり、評価である。柳井は、その理由について次のように述べている。「社会情勢がどうなっているのか、なぜそのようになっているのかといういわゆる環境認知は直接間接に選挙というコミュニケーションにつながるはずだからである。この段階ではこうした環境について知るだけでなく、選挙というコミュニケーションに用いられる言葉の意味づけも行なわれているのである。すなわちわれわれが選挙というコミュニケーションにおいて自分の持っている意味内容を表現するのに用いる乗ものとしての政党や候補者についての意味づけが行なわれるのである」¹¹⁾。

これを本稿での具体的な次元に落とし込めば、既に指摘したが、愛荘町が現在および将来的な地域課題として位置づけている諸問題、それは多分に愛荘町民が日常生活の中で認知し、評価している表出物である。町民の多くは、濃淡の差はあれ、自分たちが置かれている環境を認知している。そして、有権

者は各政党や候補者が形成している環境イメージや人物イメージに基づいて、極めて限られた範囲の中で意味内容を言葉に転換し、それを表出する。すなわち、「棄権」という表出を含めて、さまざまな形態の投票行動を展開するのである。投票率とは、これら諸形態の投票行動の一つの表出結果である。柳井の言葉を借りれば、「適切だと思う言葉」を表出する(=投票する)か、それとも「沈黙を守る」(=棄権する)¹²⁾かという選択肢の中で、前者を選択した有権者の割合を示すものである。

有権者を「政策の消費者」¹³⁾と位置づければ、一般に棄権行為は歓迎されない。明るい選挙推進運動が今日まで最も力を入れているのが、棄権を少なくし、投票率を向上させることにあるからだ。選挙権の行使が至上命題になっている。筆者は、「棄権という行為のなかに有権者の政治観がこめられている」¹⁴⁾ために、棄権の問題の難しさを認めながらも、基本的には「選挙権は行使すべきである」と思っている。例え選択肢が少ない選挙であっても、有権者は棄権すべきではない。なぜなら、棄権は、結果として、現在の政治状況を肯定するのと同じ意味を持つからだ。特に、自分自身や家族の置かれている生活実態や将来の生活に不満・不安を抱いている有権者は、意味内容を言葉に変換し、それを「投票所」という空間で表出することが大切だと思っている。「ベストの候補がいなければベターの候補に投票する、ベターの候補がいなければグッドの候補に投票する、その人もいなければ白紙投票によって、選ぶべき候補がいけないという異議申し立てをすることで、自らの意思を示すべきだ」¹⁵⁾というのが筆者の一貫した考えである。一言付言しておきたいことは、往々にして選挙権の行使を「投票率」という量的なレベルで問題にしがちであるが、他方で、「投票質」という質的なレベルでの問題でもあることだ。後者は、シティズンシップ教育や政治教育に関わるものである。しかし、本研究で主として求められているのは前者であるため、本稿では前者を中心に考察を進めていくことにする。

4. 愛荘町における各級選挙の投票率の推移

愛荘町では、合併後の2016年7月10日に執行された第24回参議院選挙までに、国政選挙および地方選挙が16回行われている。ちなみに、国政選挙7回(衆議院選挙3回、参議院選挙4回)、地方選

挙9回(知事選挙3回、県議会議員選挙3回、愛荘町長・町議会議員選挙3回)である。町長・町議会議員選挙を除く13回の選挙のうち、2006年7月2日に執行された知事選挙および2007年4月8日に執行された県議会議員選挙以外、投票率は県平均を下回っている。衆議院選挙では、第45回選挙(2009年8月30日執行)が19市町中17位(68.08%)、第46回選挙(2012年12月16日執行)が18位(56.03%)、第47回選挙(2014年12月14日執行)が19位(最下位、48.64%)であった。参議院選挙では、第21回選挙(2007年7月29日執行)が14位(58.42%)、第22回選挙(2010年7月11日執行)が17位(55.71%)、第23回選挙(2013年7月21日執行)が18位(46.94%)、第24回選挙(2016年7月10日執行)が19位(最下位、52.70%)であった。知事選挙は、2006年7月2日執行の選挙が13位(44.22%)、2010年7月11日執行の選挙が17位(56.43%)、2014年7月13日執行の選挙が17位(47.11%)となっている。

以上のような、愛荘町における各級選挙(衆議院選挙、参議院選挙、知事選挙)の投票率の推移から、次のようなことが読み取れる。第1に、国政選挙においては総じて投票率低下現象が顕著に見られる。特に、近年の投票率は昨年の参議院選挙を除いて40%台と低く、県平均を大きく下回っている。しかも、直近の衆議院選挙および参議院選挙ともに、県下で最下位である。第2に、知事選挙では投票率は選挙ごとに大きく上下しているが、最近2回の選挙は県平均を大きく下回り、県下で下から3番目の低さである。

これを、複数の視点から投票率の推移を見てみると、概略、次のような特徴が指摘できる。第1に、旧町別では、旧愛知川町は総じて「町平均より低い」(特に、半旧字半住宅開発地、住宅地、住宅密集地、新興住宅地)、農村部、半農半住宅地は、「町平均より高い」か「県平均より高い」となっている。旧秦荘町は、一部を除いて「町平均より高い」か「県平均より高い」となっている。第2に、地域形態別では、概ね農村部で「県平均より高い」、半農半住宅地で「県平均より高い」か「町平均より高い」、半旧字半住宅開発地、住宅地、住宅密集地、新興住宅地で「町平均より低い」となっている。第3に、有権者数規模別では、総じて有権者数の規模が大きい投票区(約1,000人以上)で「町平均より低い」、有権者数の規模が小さい投票区(概ね

1,000人未満)で「町平均より高い」か「県平均より高い」となっている。これらのことから、愛荘町においては、投票率の高低から見た特徴として、次のようなことが言えそうである。投票率が高い(「県平均以上」)のは、農村部および農村部の面影を色濃く残している旧住民主体の地域で、総じて有権者数の規模が小さい投票区である。他方、投票率が低い(「町平均以下」)のは、住宅(密集)地や新興住宅地および住宅開発が進行している新住民主体の地域で、総じて有権者数の規模が大きい投票区である。

そこで、愛荘町の置かれたこのような政治状況、とりわけ低投票率の原因を解明し、それを打開するために行政として出来る現実的な対応策、とりわけ中長期的な解決策に関する暫定的な回答を示すことにする。

5. 有権者アンケート調査の概要

有権者アンケート調査の概要は、次の通りである。①調査対象：9投票区、約3,900世帯、約7,800人。②調査期間：2017年2月下旬から3月上旬。③調査方法：配票調査法。④回収数および有効回収率：993世帯、1,706人、25.42%。なお、当該調査では、該当する投票区の各自治会の区長(総代)が、各世帯につき調査票を2部ずつ配布した。調査は原則として各世帯2人(単身世帯の場合は1人)に回答を要請するものであった。なお、調査対象の9投票区は、構造的に投票率の低い投票区で、旧愛知川町の7投票区(第12～15、17～19区)、旧秦荘町の2投票区(第8、9区)である。質問項目は、属性項目5(性、年齢、職業、居住地、居住年数)、投票参加に関する項目3、短期的取り組みに関する項目1、中長期的取り組みに関する項目2、その他1である。

本研究では、構造的な低投票率を結果していると考えられる主要因を析出し、それに対応する行政側の短期的および中長期的対策(特に、投票所の在り方に関するもの)を提示することに主眼があることはこれまで指摘してきた。この主旨に則って、次のようないくつかの仮説を立てた。

仮説1：改正前の公職選挙法では、投票所に入ることができる子どもの範囲は幼児までとなっていた。この規定が、特に子育て世代の有権者が、乳幼児以外の子どもを連れて投票所に行く機会を奪っていた(あるいは制限していた)とも考えられる。そ

うであるとするならば、今回の改正によって、その範囲が児童、生徒その他の18歳未満まで拡大されたことを周知徹底することによって、特に子育て世代の有権者の投票機会を確保することは可能である。

仮説2：現在設置されている期日前投票所は2カ所であるが、いずれも設置場所が、普段町民が利用することの少ない町役場およびその関連施設である。投票時間も比較的有権者比率の高いサラリーマン層や主婦層の生活実態にあまり合致していない。これが低投票率の主要因の一つと捉えれば、期日前投票所の増設と投票時間を弾力化することで投票率を向上させることができる。

仮説3：投票に消極的な有権者は、投票のためだけに投票所を訪れることを面倒だと思っているのではないか。そうであるとするならば、「ついでに投票」ができる場所(特に、ショッピングセンターなどの商業施設)に期日前投票所を設置(あるいは増設)すれば、買い物のついでに投票しようとする有権者(特に、主婦層や子育て世代)をひろうことができる。

仮説4：高齢者など「投票弱者」への配慮が足りないのではないか。特に、自らの交通手段を持たない高齢者などは、外出・移動が困難である。また、路線バスや乗合タクシーなどの公共交通機関が十分でない地域に居住する町民が自ら投票所に足を運ぶことは、大きなエネルギーを必要とする。このような高齢者等には、投票所への移動手段の支援が必要である。そうであるとすれば、「投票弱者」としての有権者を巡回バスなどにより、期日前投票所および最寄りの投票所まで送迎すれば、投票率が向上する。

仮説5：期日前投票所を設置するには様々な課題がある。例えば、「ネットワークの構築」「投票所スペースの安定的な確保」「投票の秘密等を確保するためのスペースの確保・創出」「投票箱・投票用紙の保管場所の確保」「従事者の確保」などが挙げられる¹⁶⁾。これらの課題の多くは予算措置を伴うため、現実問題として常態的に設置できる期日前投票所の数には限りがある。そうだとするならば、一時的な期日前投票所(自動車による移動投票所¹⁷⁾を含む)を投票区ごとに設置すれば、交通手段に乏しい高齢者や忙しいサラリーマン層の投票機会を確保することができる。

仮説6：仮説2とリンクするが、頻繁に人の往来

があるショッピングセンターなどの商業施設は、有権者にとって利便性の高い施設である。このような施設が期日前投票所となっていれば、選挙当日も引き続き投票所として使用することによって、一層投票効果を高めることができる。

仮説7：選挙当日、自己の属する投票区以外のいずれの投票区の投票所でも投票することができるようにすれば、近隣にある投票所の他、有権者にとって利便性の高い投票所で投票ができるようになり、特に「交通弱者」や高齢者等の投票機会を確保することができる。

これらの仮説を立てるときに留意し、参考にしたのが、①公職選挙法および公職選挙施行令の改正によって適用されるようになった項目、②投票環境の向上方策等に関する研究会で検討された項目である。前者に関して、注目に値する項目を3点挙げておこう。1つは、投票所における選挙人名簿対照のオンライン化である。これまでは、投票所における選挙人名簿の対照については、投票所にある紙の名簿または電磁的記録媒体に記録された名簿データと対照されるとされ、オンラインによる対照はできないとされていた。また、期日前投票においては、期日前投票所を複数設けた場合、二重投票を防止するため、有権者の投票済の情報を各期日前投票所間で共有する必要から、補助的にオンラインによって行うことができるとされていた。しかし、今回の改正によって、市町村の選挙管理委員会（本庁）と投票所との間に安全なネットワークを構築できるなどの技術的な条件整備が見込める場合には名簿対照のオンライン化が可能になった¹⁸⁾。

2つは、共通投票所制度の創設である。これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第24号）により、2016年6月20日以後初めてその期日を公示される衆議院選挙の期日の公示の日または参議院選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日以後その期日を公示または告示される選挙から創設されたものである。この制度によって、選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できるよう、投票所の柔軟な増設が可能になった。この制度創設の背景には、投票環境の向上を投票所配置の面から図っていく場合には、個々の有権者が置かれている状況が異なる以上、有権者によって行きやす

い、また利用しやすい投票所は異なるという認識が存在している¹⁹⁾。

3つは、期日前投票の環境改善である。これには、商業施設等への期日前投票所の設置と期日前投票での投票時間の弾力的設定とがある。前者は、駅構内や商業施設など頻繁に人の往来がある施設や大学に期日前投票所を設置して、子育て世代や若年層等の投票率向上等の効果を上げようとするものである²⁰⁾。後者は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第24号）により、2016年6月20日以後初めてその期日を公示される衆議院選挙の期日の公示の日または参議院選挙の期日の公示の日以後その期日を公示または告示される選挙から、期日前投票の投票時間の弾力化が可能になった。これまでの制度では、期日前投票の投票時間は、一の期日前投票所については、午前8時30分から午後8時までと定められており、それ以外の期日前投票所は、開始時刻を繰り下げ、終了時刻を繰り上げることができることとされていて、開始時刻を午前8時30分より前に繰り上げたり、終了時刻を午後8時より後に繰り下げることができなかった。しかし、投票時間を弾力化することで、朝早めに出勤する通勤者や夜少し帰りが遅くなる通勤者等が期日前投票を行えるようになったり、また、ショッピングセンターの閉店時刻等に合わせて期日前投票所の終了時刻を設定することで、買い物をしている有権者の投票機会を新たに創出することが可能となる。この制度を運用するうえで考慮しなければならないことは、投票時間の弾力的設定へのニーズについては地域性があるため、各期日前投票所の立地や利用状況等を踏まえて設置する必要があるということだ²¹⁾。

次に、公職選挙法および公職選挙法施行令の改正によって可能となった項目、ならびに投票環境の向上方策等に関する研究会で検討された項目を参考にして立てた諸仮説が、有権者に対してどの程度説得力を持ちうるのかを調べるために、有権者アンケート調査のデータ分析を行うことにする。

6. 有権者アンケート調査の分析

調査項目のうち、特に短期的取り組みに関する項目は、投票率を向上させるために愛荘町が実施に向けて前向きな姿勢を示しているものである。各質問に対する回答者の同意（「そう思う」「まあそう思

う)が高ければ、それだけ施策に反映される可能性が高くなると考えられるものである。もちろん、回答者の同意率が高ければ必ずそれが施策の狙上に上り、行政施策として実現するとは限らない。このように言う主な理由が2つある。1つは、今回の有権者アンケート調査は、悉皆調査ではないし、また、有効回収率も高くはない。しかも、回答した調査対象者の多くは政治的関心を持っている人であると考えられることだ²²⁾。データに一定のバイアスがかかっており、いわゆる、代表性の問題がある。2つは、財政上の問題で、特に大きな予算措置を伴うものは、実施に向けて多くのハードルをクリアしなければならないことだ。ただ、そうは言うものの、行政側も町民(有権者)の意向を最大限尊重することが求められると理解すれば、調査対象者の同意率が高い項目は、今後近未来において、出来る限り施策に反映する必要があるのではないか。

以下で、各質問項目において見られる特徴について示しておきたい。

[1] 属性項目において見られる特徴(単純集計)

- (1)性別：男性48.4%、女性50.7%で、ほぼ均整がとれている。
- (2)年齢別：60歳以上の割合が58.1%(60歳代31.4%、70歳以上26.7%)となっており、準高齢者層および高齢者層に偏っている。
- (3)職業別：有職者は41.4%(会社員30.1%、自営業8.6%、公務員2.7%)で、無職28.0%、専業主婦17.5%となっている。
- (4)投票区別：回答者率の割合に、大きな差が見られる。20%前後が4投票区(第8、9、12、13区)、15%前後が4投票区(第14、15、17、18区)、10%未満が1投票区(第19区)となっている。回答者数の構成比は、有権者数の多い第17、13投票区で大きく(第17区20.6%、13区17.8%)、他方、少ない2つの投票区(第18、19区)で極端に小さくなっている(第18区2.3%、19区2.7%)。
- (5)居住年数別：「20年以上」が72.0%、「10～20年」が11.8%で、比較的居住年数の長い人の割合が高い。

以上から、単純集計においては、性別以外は標本の構成比のバランスが取れていないと言えよう。

集約された標本が上記のような問題点を内包していることを認識しつつ、次に、投票率向上に向けて

短期的および中長期的にどのような施策に取り組むのが有効だと調査対象者が思っているのか、ということについて見ておこう。この場合の施策とは、既に述べたが、主として投票所の在り方に関するものである²³⁾。

[2] 投票所をわかりやすい施設に設置

単純集計では、「そう思う」53.8%(「大いにそう思う」22.6%、「まあそう思う」31.2%)、「そう思わない」42.4%(「あまりそう思わない」28.8%、「全くそう思わない」13.6%)で、同意派が不同意派を11.4ポイント上回っている。属性項目別では次のようになっている。①性別：同意派は、女性が男性を大きく上回っている(女性59.2%、男性48.9%)。②年齢別：同意派の割合は、若年層で高く(18～19歳66.7%、20歳代58.7%、30歳代63.6%)、準高齢者層および高齢者層で低くなっている(60歳代51.3%、70歳以上49.0%)。③職業別：同意派の割合は、学生(75.0%)、専業主婦(65.5%)、公務員(58.7%)で高く、自営業(46.9%)、無職(50.1%)、会社員(50.8%)で低くなっている。④投票区別：同意派の割合が高いのは、第19区(65.3%)、13区(58.0%)、12区(57.4%)で、低いのは第18区(41.0%)、8区(50.2%)、14区(50.3%)、9区(51.0%)となっている。⑤居住年数別：同意派の割合は、居住年数が短いほど高く(「5年未満」65.8%、「5～10年」67.4%)、長いほど低くなっている(「10～20年」53.0%、「20年以上」51.8%)。

[3] 18歳未満の子どもを連れて入場可

単純集計では、「そう思う」56.7%(「大いにそう思う」22.2%、「まあそう思う」34.5%)、「そう思わない」39.6%(「あまりそう思わない」27.8%、「全くそう思わない」11.8%)で、同意派が不同意派を17.1ポイント上回っている。属性項目別では次のようになっている。①性別：同意派は、女性が男性を大きく上回っている(女性61.4%、男性52.8%)。②年齢別：同意派の割合は、20歳代(60.8%)、50歳代(59.9%)、60歳代(58.7%)で高くなっているが、不同意派は、18～19歳(44.4%)、30歳代(43.9%)、40歳代(43.7%)で高く、子育て世代にはあまり同意が得られていない。③職業別：同意派の割合は、学生(66.7%)、専業主婦(66.3%)で高く、公務員(50.0%)、無職(51.6%)で低くなっている。④投

票区別：同意派の割合は、第19区(67.4%)、14区(62.8%)、18区(59.0%)、17区(58.5%)で高く、第9区(53.0%)、12区(53.4%)で低くなっている。⑤居住年数別：同意派の割合は、居住年数が短いほど高くなっている(「5～10年」61.2%、「5年未満」59.0%)。

〔3〕ショッピングセンター(商業施設)に期日前投票所を増設し、投票時間を弾力化

単純集計では、「そう思う」69.2%、「大いにそう思う」35.1%、「まあそう思う」34.5%、「そう思わない」27.6%、「あまりそう思わない」17.5%、「全くそう思わない」10.1%で、同意派が不同意派を46.1ポイントも上回っている。属性項目別では次のようになっている。①性別：同意派は、女性が男性を上回っている(女性72.7%、男性66.6%)。②年齢別：同意派の割合は、若年層(20歳代80.4%、18～19歳77.7%)および壮年層(30歳代86.5%、40歳代80.8%)で高く、準高齢者層および高齢者層(60歳代66.2%、70歳以上55.6%)で低くなっている。③職業別：同意派の割合は、公務員(80.5%)、会社員(77.8%)、学生(75.0%)、専業主婦(71.6%)で高く、いずれも7割を超えているが、無職(57.5%)や自営業(66.0%)で低くなっている。④投票区別：同意派の割合が高いのは、第19区(76.1%)、14区(76.0%)、9区(74.8%)、12区(74.5%)、15区(72.1%)で、いずれも7割を超えている。それに対して、第18区(59.0%)、13区(64.7%)、8区(65.6%)では相対的に低くなっている。⑤居住年数別：基本的に、居住年数が短いほど同意派が高くなっている(「5年未満」84.6%、「5～10年」86.8%、「10～20年」80.1%)。それに対して、「20年以上」は同意派が64.8%で、単純集計の同意派の割合を大きく下回っている。

〔4〕自動車による移動投票所を含め、一時的な期日前投票所の設置

単純集計では、「そう思う」48.5%、「大いにそう思う」15.7%、「まあそう思う」32.8%、「そう思わない」47.9%、「あまりそう思わない」34.1%、「全くそう思わない」13.8%で、同意派、不同意派が拮抗している。属性項目別では次のようになっている。①性別：同意派は、女性が男性を僅かに上回っている(女性50.1%、男性47.3%)。②年齢別：同意派の割合は、若年層(18～19歳77.8%、20歳代63.0%)

で高いが、30歳代および準高齢者層、高齢者層では不同意派が同意派を上回っている(30歳代：同意派47.3%、不同意派53.5%、60歳代：同意派47.9%、不同意派50.2%、70歳以上：同意派44.2%、不同意派59.0%)。③職業別：学生で同意派(83.4%)が圧倒している。公務員、専業主婦は同意派が不同意派を上回っている(公務員：同意派54.3%、不同意派43.5%、専業主婦：同意派51.2%、不同意派45.8%)が、自営業、無職、会社員は不同意派が同意派を上回っている(自営業：同意派44.9%、不同意派54.4%、無職：同意派46.4%、不同意派57.4%、会社員：同意派48.8%、不同意派50.6%)。④投票区別：同意派の割合が高いのは、第18区(56.4%)、17区(54.3%)、14区(53.9%)で、低いのが第15区(42.3%)、9区(44.3%)、12区(45.5%)である。⑤居住年数別：同意派の割合は、「5年未満」(55.5%)、「10～20年」(53.5%)で高く、「5～10年」(45.7%)で低くなっている。

〔5〕有権者を投票所および期日前投票所まで巡回バスで送迎

単純集計では、「そう思う」36.9%、「大いにそう思う」10.8%、「まあそう思う」26.1%、「そう思わない」60.3%、「あまりそう思わない」40.1%、「全くそう思わない」20.2%で、不同意派が同意派を圧倒している。属性項目別では次のようになっている。①性別：同意派は、女性が男性を上回っている(女性39.2%、男性35.3%)。②年齢別：同意派の割合は、30歳代(29.1%)、40歳代(33.0%)で低く、年齢が高い層で高くなっている(50歳代40.5%、60歳代37.3%、70歳以上40.7%)。③職業別：公務員、学生、無職では同意派が40%台を占めている(公務員43.5%、学生41.7%、無職40.7%)が、会社員(32.0%)や自営業(34.0%)はかなり低い。④投票区別：投票区による格差が大きく、第18区や13区では同意派が40%台を占めている(第18区46.2%、13区41.3%)が、他方で、第9区、19区、12区では同意派は3割ほどである(第9区25.2%、19区30.4%、12区31.3%)。⑤居住年数別：「5～10年」で同意派の割合が28.7%と非常に低くなっている他は、38%前後となっている。

〔6〕選挙当日もショッピングセンター（商業施設）を投票所として使用

単純集計では、「そう思う」60.7%（「大いにそう思う」27.7%、「まあそう思う」33.0%）、「そう思わない」34.0%（「あまりそう思わない」21.0%、「全くそう思わない」13.0%）で、同意派が不同意派を圧倒している。属性項目別では次のようになっている。①性別：非常に拮抗している（男性61.0%、女性60.7%）。②年齢別：ほぼ年齢が若いほど、同意派の割合は高い（18～19歳88.9%、20歳代71.7%、30歳代79.1%、40歳代73.9%、50歳代64.6%、60歳代57.4%、70歳以上48.1%）。③職業別：同意派の割合は、学生（83.3%）、会社員（70.2%）、公務員（65.2%）で高くなっているが、自営業（55.1%）や無職（49.9%）では低い。④投票区別：第12区（69.9%）および9区（69.6%）で同意派の割合が相当高くなっているが、他方で、第18区（51.2%）および19区（52.1%）では低くなっている。⑤居住年数別：居住年数が短いほど同意派の割合が高く（「5年未満」79.5%、「5～10年」71.3%、「10～20年」71.3%）、「20年以上」は56.5%と低い。

〔7〕居住する投票区以外での投票

単純集計では、「そう思う」44.0%（「大いにそう思う」16.2%、「まあそう思う」27.8%）、「そう思わない」52.4%（「あまりそう思わない」39.7%、「全くそう思わない」12.5%）で、不同意派が同意派を8.4ポイント上回っている。属性項目別では次のようになっている。①性別：同意派は、女性が男性を上回っている（女性46.3%、男性41.8%）。②年齢別：若年層ほど同意派の割合が高くなっている（20歳代62.0%、30歳代55.4%、40歳代49.0%、50歳代44.6%、60歳代43.7%、70歳以上36.1%）。特に、20歳代と70歳以上の差は25.9ポイントもある。③職業別：同意派の割合は、学生（50.0%）、専業主婦（47.8%）、会社員（47.3%）で高く、自営業（38.8%）、無職（38.8%）で低くなっている。④投票区別：同意派の割合は、多くの投票区で40%台であるが、第9区および19区で50%台（第9区58.3%、19区56.6%）、第8区で30%台（35.9%）となっている。⑤居住年数別：ほぼ居住年数の長さに比例する形で同意派の割合が高くなっている（「5年未満」58.9%、「5～10年」51.2%、「10～20年」53.0%、「20年以上」40.1%）。

〔8〕共通投票所ができれば投票所の変更や統一

これは、前述の「居住する投票区以外での投票」において、「そう思う」と回答した調査対象者に対しての質問（枝分かれ質問）である。単純集計では、「そう思う」74.4%（「大いにそう思う」23.2%、「まあそう思う」51.2%）、「そう思わない」19.5%（「あまりそう思わない」14.1%、「全くそう思わない」5.4%）で、同意派が不同意派を圧倒的に上回っている。属性項目別では次のようになっている。①性別：非常に拮抗している（女性74.7%、男性74.5%）。②年齢別：ほぼ年齢層が下がるほど、同意派の割合が高くなっている（18～19歳100.0%、20歳代76.7%、30歳代87.0%、40歳代76.4%、50歳代75.8%、60歳代75.8%、70歳以上64.6%）。③職業別：公務員、学生、会社員で同意派の割合が高い（公務員85.0%、学生83.3%、会社員78.1%）が、無職では相対的に低い（66.3%）。④投票区別：投票区ごとの差は大きくはないが、同意派の割合が第19区で80.8%となっているのに対して、第17区で69.9%、8区で70.5%と相対的に低くなっている。⑤居住年数別：「5～10年」（80.9%）、「10～20年」（78.2%）で同意派の割合が高くなっているが、居住年数の長短で大きな差はない。

7. 分析結果のまとめと課題

ここで、上記の作業を踏まえて、データ分析の結果をまとめておこう。上記の有権者アンケート調査は、愛荘町が同町の投票率向上に向けて行うことが望ましいと思われる短期的および中長期的行政施策（特に、投票所の在り方）について、有権者がどのように考えているのかということを探るために行われたものである。ただ、調査対象者を構造的に投票率の低い投票区の有権者に限定したのは、投票環境、とりわけ投票所の在り方を改変することによって、一定の投票率の向上を期待できるのではないかと考えたからである。これまで投票参加に消極的であった有権者に対して、従前の投票環境が有権者の足を投票所に向けさせるに十分な行政的配慮がなされたものであったのか、といった点の検証も必要であった。投票環境の向上を投票所配置の面からはかっていくには、個々の有権者が置かれている状況が異なる以上、有権者によって行きやすい投票所は異なるという認識に立つことが重要である²⁴⁾。今回の調査では、特にこの言葉の持つ意味は大きい。

既に述べたことではあるが、当初は悉皆調査を行うつもりであった。しかし、時間的、物理的な理由でそれを断念せざるを得なかった。本来ならば投票率の高い(=「県平均以上」)投票区の有権者にも意向調査を行い、さらに投票率を向上させるためにどのような投票環境の整備を行えばよいのか、といった点についても一定の方向性を示すことができればよかったのではないと思われる。この点に関しては、今後の課題の一つとして留意しておきたい。

では、データ分析の結果から何が言えるのか、あるいは、何が言えそうなのか。このことに関して、言及しておきたい。今回の有権者アンケート調査は、主として公職選挙法および公職選挙法施行令の改正によって可能となった項目、それに投票環境の向上方策等に関する研究会での検討項目を参考にして、7つの仮説を立て、これらの仮説が有権者に対してどの程度説得力を持ちうるのかを調べたものである。ここで確認しておきたいことは、今回の有権者アンケート調査は意向調査であるため、仮説を検証するという性格のものではないことだ。あくまでも、調査対象者がこれらの仮説を投票率向上のための施策として有効だと思うのか、そうは思わないのかといったレベルのものである。そのように理解した上で、分析結果から見られる特徴についていくつか指摘しておこう。

仮説1については、子育て世代の有権者の投票機会を確保することが期待できる施策であり、また、付随効果として子どもたちの政治教育が期待できる施策であるとの認識があった。分析結果は、同意率が全体で50%台後半を示し、有効な施策として一定の理解が得られていると言えるのではないかと。特に、女性、20歳代、50歳代、60歳代、専業主婦、住宅地や新興住宅地、居住年数が短い有権者の理解度が高い。

仮説2および仮説3については、これまで2カ所に設置されていた期日前投票所に加えて、ショッピングセンターなどの商業施設に期日前投票所を増設し、かつ投票時間を弾力化することによって、主としてサラリーマン層や主婦層(子育て世代)の投票参加の向上が期待できる施策であるとの認識があった。分析結果は、期待通りで、全体で7割弱の高い同意率であった。ただ、相対的にはあるが、準高齢者層や高齢者層、無職、旧住民主体の地域、居住年数の長い調査対象者の同意率は低いという結果で

あった。

仮説4については、自らの交通手段を持たない高齢者など「投票弱者」に対して投票所への移動手段の支援をすることで、これらの有権者の投票参加が促されるのではないかと期待を抱かせる施策であるとの認識があった。だが、分析結果は、以外にも同意率が低く、3割台であった。調査対象者の多くは、これを実施する施策としては認識しなかった。つまり、彼らは、行政が有権者に対してそこまで手厚く手を差し伸べることの必要性を認めなかった、ということであろう。

仮説5については、自動車による移動投票所を含めて、一時的な期日前投票所を各投票区に設置することによって、交通手段に乏しい高齢者や忙しいサラリーマン層の投票機会が確保できる施策であるとの認識があった。分析結果は、同意・不同意が拮抗し、必ずしも施策として有効であるとの結果が得られたわけではなかった。属性項目別に見ると、新住民主体の地域および若年層や壮年層で同意率が高くなっていったが、無職および準高齢者層や高齢者層の同意率が低かったことは、ある意味想定外であった。

仮説6については、利便性の高いショッピングセンターなどの商業施設を期日前投票所としている場合、選挙当日も引き続き投票所として使用すれば、一層投票効果が高まることが期待できるとの認識があった。案の定、分析結果は、同意率が6割を超え、その有効性が認められた感だ。とはいうものの、高齢者層や無職の人たちの同意率は5割未満と、それほど高くない。

仮説7については、選挙当日、近隣にある投票区など有権者にとって利便性の高い投票所で投票できるようにすることによって、「交通弱者」や高齢者等の投票機会を確保することができるとの期待があった。分析結果は、同意率が4割台前半で、調査対象者には必ずしも施策として有効であるとの認識はされていない。ただ、若年層および居住年数が短い人たちは、5割以上が有効との認識を示している。これについては、まだ中央で検討段階にあるので、今後の課題である。

その他、仮説6と7に関連して、次のような枝分かれ質問をしている。それは、自己が属する投票区の投票所以外の投票所で投票ができるようにすれば、投票率が上がると思うと回答した調査対象者に対する質問である。ここでは、行政側の思いとし

て、共通投票所ができれば投票所を公共施設に変更することが可能になったり、各投票所を統一することによって、投票所の数の縮減が可能になるのではないかというものだ。これには、7割以上が同意しているが、高齢者層や無職では6割台半ばの同意率に留まっている。

今ひとつ、アンケート調査の原案に追加された質問項目に、「投票所をわかりやすい施設に設置する」というものがある。これについては、同意率が5割強で、その有効性が認められたと言っていいであろう。特に、若年層、公務員、専業主婦、居住年数の短い人たち、住宅密集地や新興住宅地の人たちは6割以上の同意率を示している。

さて、ここで調査結果についてのまとめをしておこう。既に何度も述べているが、今回の調査研究での主眼は、愛荘町において投票率の向上を図るために短期的および中長期的に取り組むべき現実的な施策を提示することにあった。そのために、行政として実施可能な方法についていくつかの仮説を立て、それらの仮説が有権者の同意を得られるかどうかを確認するために、有権者アンケート調査を行った。その結果、調査対象者の過半数が同意を示した諸施策は、基本的にその実施を望んでいると理解してよいのではないと思われる。ただ、行政が施策として実施する場合、設備や人件費等に係る財政上の課題など行政を取り巻く諸事情を考慮する必要もある。それは自ずと、実施する施策の優先順位をつけることの必要性を結果する。もし、優先順位をつけるとすれば、その基準を何に求めることが妥当なのか。客観的な基準の一つが、調査対象者の同意率の高さであろう。ここでは、それに基づいて、今後行政として実施することが望ましいと思われる施策を、以下に優先順位をつけて提示しておくことにする。

最優先すべきは、これまで2カ所に設置されていた期日前投票所に加えて、ショッピングセンターなどの商業施設に期日前投票所を増設し、かつ投票時間を弾力化するという施策である。同時に、これとリンクさせて、同投票所を選挙当日も引き続き共通投票所として使用すれば、さらに効果が見込めるであろう。ただ、この施策を実施する場合には、二重投票を防止するための環境整備として「ネットワークの構築」、すなわち、投票所における選挙人名簿対照のオンライン化を行わなければならない。これには予算措置が必要であり、実施に際して町民や議

会の理解が必要となる。

次に実施することが望ましい施策は、18歳未満の子どもを連れて投票所に入ることが可能であることを、様々な機会を通じてもっと有権者にPRすることである。この施策は、ほとんど財政的負担は発生しない。

さらに、投票所をわかりやすい施設に設置するという施策を行うことも重要である。特に、町民となって日の浅い新住民は、旧住民や居住年数の長い住民ほど自治体内の諸事情に明るくはない。事情に不案内な住民への配慮の一つとして、施策に反映することが望まれる項目である。

以上が、今回愛荘町から要請があった地域課題に対して、共同して行った調査研究から導き出された結論と残された課題である。

【註】

- 1) 合併に至る経緯は、概略次の通りである。2005年3月23日に合併協定調印式が行われ、3月30日、滋賀県知事へ合併申請が行われた。4月28日に滋賀県議会において廃置分合に関する議案が可決され、県知事が総務大臣へ届出を行った。5月20日、官報第4096号にて総務省告示第602号町の廃置分合が告示された。(秦荘町・愛知川町合併協議会ホームページ、<http://www.town.aisho.shiga.jp/gappei/>、2017年5月23日確認)。
- 2) 『愛荘町みらい創生戦略—人口ビジョン編—』愛荘町、2016年3月、p.36。
- 3) 1つは町民アンケート調査である。この調査は、2015年6月に18歳以上の町民2,000人(無作為抽出)を対象に実施された。調査内容は、定住・移住、結婚・出産・子育て、まちづくり等についてである。2つは、学生アンケート調査である。この調査は、2015年7月に町立中学校3年生201人を対象に実施された。調査内容は、定住・移住、将来の生活や仕事、まちづくり等についてである(『愛荘町みらい創生戦略』p.33)。
- 4) 『中日新聞』2013年6月18日付。
- 5) Milbrath, L. W. „Political Participation : How and Why Do People Get Involved Politics ?” Rand McNally, 1965. (内山秀夫訳『政治参加の心理と行動』早稲田大学出版部、1976年、p.25)。
- 6) 「広く政治的決定に影響を与えようとして行われる

- 行動を政治参加とみなす小林久高は、ミルブレイスの政治関与のヒエラルヒ的構造の最下位に位置づけられている「政治的刺激を受けること」を、「行動に先立つ意識」として政治参加から排除している(小林久高「政治意識と政治参加の動態」間場壽一編『講座社会学 9 政治』東京大学出版会、2000年、p.64)。
- 7) 柳井道夫「コミュニケーションとしての選挙」柳井道夫・飯田良明『現代の選挙』潮出版社、1975年、p.8。
- 8) 斎藤真・小林直樹・篠原一「選挙と国民」小林直樹・篠原一・柚正夫『選挙』岩波書店、1960年、p.12。
- 9) 柚正夫・石田雄・阿利莫二・綿貫譲二「選挙と日本の政治」小林直樹・篠原一・柚正夫、前掲書、p.127。
- 10) 斎藤真・小林直樹・篠原一「選ぶものと選ばれるもの」小林直樹・篠原一・柚正夫、前掲書、p.136。ただ、筆者たちは、「問題は、自分たちの生活をよくしてゆくために、どの政党の誰を推したらいいかを考えるさいに、少しでも長い目で計算してみることだ」(p.136)、とも述べている。
- 11) 柳井道夫、前掲論文、p.13。
- 12) 柳井道夫、前掲論文、p.14。
- 13) 柚正夫・石田雄・阿利莫二・綿貫譲二、前掲論文、p.126。
- 14) 柚正夫・石田雄・阿利莫二・綿貫譲二、前掲論文、p.126。
- 15) 『朝日新聞』2002年6月16日付。
- 16) 滝川聡史「投票環境向上方策等に関する研究会について」『月刊 選挙』2016年11月号、都道府県選挙管理委員会連合会、p.6。
- 17) 移動期日前投票所については第24回参議院選挙(2016年7月10日執行)で島根県浜田市、大阪府千早赤阪村において実施された。また、第48回衆議院選挙(2017年10月22日執行)では神奈川県箱根町でも実施された(ABCテレビ、「ワイド!スクランブル」、2017年10月19日放送)。
- 18) 滝川聡史、前掲論文、pp.3-4。本事項については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第227号)により、2016年6月20日以後初めてその期日を公示される衆議院選挙の期日の公示の日または参議院選挙の公示の日のいずれか早い日以後その期日を公示されまたは告示される選挙から可能となった(p.4)。
- 19) 滝川聡史、前掲論文、pp.4-5。2016年7月10日執行の参議院選挙では、北海道函館市、青森県平川市、長野県高森町、熊本県南阿蘇村の4市町村で7カ所の共通投票所が設置された(p.5)。
- 20) 滝川聡史、前掲論文、pp.6-7。2016年7月10日執行の参議院選挙では、期日前投票所の設置数は5,299カ所(前回参議院選挙4,801カ所)となり、過去最多となった。設置場所のうち、大学等には98カ所、ショッピングセンター等には162カ所(前回36カ所)、駅構内には11カ所(前回7カ所)が設置された(p.7)。
- 21) 滝川聡史、前掲論文、pp.7-8。2016年7月10日執行の参議院選挙では、73カ所(63団体)の期日前投票所で投票時間の弾力的な設定が行われ、その内、開始時刻の繰り上げを行ったのが10カ所(8団体)、閉鎖時刻の繰り下げを行ったのが35カ所(31団体)、両方行ったのが28カ所(25団体)であった(p.8)。
- 22) 「国政選挙や知事選挙が行われたときに投票しますか」という質問に対して、「する」と回答した人は84.8%、「毎回投票している」63.3%、「たいがい投票している」21.5%となっていて、実際の投票参加状況と大きく乖離していると考えられる。また、「平成28年7月10日に行われた参議院選挙に投票しましたか」という質問に対して、「投票した」と回答した人は79.7%で、これは実際の投票率を大きく上回っている。
- 23) 今回の調査で、2016年7月10日執行の参議院選挙に「投票していない」と回答した人は332人(19.5%)であった。該当者にその理由を尋ねたところ、「投票時間内に行けなかったから」(38人)、「投票所がわかりにくかったから」(5人)という理由が挙げられていた(複数回答：3つまで)。数字的に大きくないとはいえ、有権者がこれらの理由によって投票権を行使できなかったとすれば、その解消に当たっては行政側が投票所の在り方(場所、投票時間等)に関して適切な対応を講じることが求められるであろう。
- 24) 滝川聡史、前掲論文、pp.4-5。

* 本論文は、平成28年度公募型地域課題研究(滋賀県立大学)の成果報告(「選挙における投票率低下の改善について—滋賀県愛荘町の事例研究—」)に手を加えたものである。